

◎ 収容人員の算定

第7-1表

収容人員の算定基準

防火対象物区分		収容人員の算定方法（規則第1条の3）	
1	イ	劇場等	従業者の数+客席の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 固定式いす席数 (長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.4\text{m}} \text{ (端数切捨))} \\ \text{ロ 立見席は } \frac{\text{床面積}}{0.2\text{m}^2} \\ \text{ハ その他の部分は } \frac{\text{床面積}}{0.5\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ	公会堂等	
2	イ	キャバレー等	遊技場→従業者の数+遊技用機械器具を使用して遊技できる数+観覧、飲食、休憩用固定式いす席数 (長いす式は $\frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}}$ (端数切捨))
	ロ	遊技場等	
	ハ	性風俗営業店舗等	
	ニ	カラオケボックス等	
3	イ	料理店等	その他→従業者の数+客席の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 固定式いす席数 (長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{ (端数切捨))} \\ \text{ロ その他の部分は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ	飲食店等	
4		百貨店・マーケット	従業者の数+主として従業者以外の者の使用部分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ 飲食、休憩用部分は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \\ \text{ロ その他の部分は } \frac{\text{床面積}}{4\text{m}^2} \end{array} \right\}$
5	イ	ホテル等	従業者の数+宿泊室の人員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{洋式宿泊室はベッド数} \\ \text{和式宿泊室は } \frac{\text{床面積}}{6\text{m}^2} \\ \text{簡易宿所は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{集会、飲食又は休憩の用に供する部分} \\ \text{固定式いす席数} \\ \text{長いす式は } \frac{\text{正面幅}}{0.5\text{m}} \text{ (端数切捨)} \\ \text{その他の部分は } \frac{\text{床面積}}{3\text{m}^2} \end{array} \right\}$
	ロ	共同住宅	
6	イ	病院等	従業者の数+病室内の病床数+ $\frac{\text{待合室の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
	ロ	老人短期入所施設等	従業者の数+要保護者の数
	ハ	老人デイサービスセンター等	教職員数+幼児・児童・生徒の数
7		学校等	教職員数+児童・生徒・学生の数
8		図書館等	従業者の数+ $\frac{\text{閲覧室、展示室、展覧室等の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
9	イ	熱気浴場等	従業者の数+ $\frac{\text{浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
	ロ	公衆浴場等	
10		停車場等	従業者の数
11		神社等	従業者の数+ $\frac{\text{礼拝、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
12	イ	工場等	従業者の数
	ロ	映画スタジオ等	
13	イ	駐車場等	従業者の数
	ロ	飛行機等の格納庫	
14		倉庫等	従業者の数
15		事業所等	従業者の数+ $\frac{\text{主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積の合計}}{3\text{m}^2}$
16	イ	特定複合建物	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
	ロ	その他の複合建物	
16の2		地下街	各用途の部分ごとに算定した人員の合計数
16の3		準地下街	—
17		文化財等	$\frac{\text{床面積}}{5\text{m}^2}$
18		アーケイド	—
19		山林	—
20		舟車	—

1 共通的处理

(1) 従業者の处理は、次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とする。

イ 交代制勤務制度の場合は、通常の勤務時間帯における最大の数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交代時の数とはしない。

ウ 営業中で常時従業者がいなくても、執務用の机が備えられている場合には、当該机の数とする。

エ 階単位で従業者の数を算定する場合には、主として勤務している従業者の数とする。ただし、執務用の机等を有し、継続的に執務しているとみなせる場合には、それぞれの階の人員に算入する。

オ 階単位で収容人員を算定する場合で、従業者が主として使用する社員食堂等は、当該部分を 3 m²で除して得た数又は当該部分のいすの数のうち大なる数を従業者の数とする。

ただし、その数が従業者の数より大きな場合には、従業者の数とする。

(2) 収容人員を算定するにあたって床面積の处理は、次によること。

ア 単位面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。

イ 廊下、階段、便所等は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものとする。

(3) 規則第1条の3の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいう。当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象から除くものとする。

イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいう。ただし、ロビー等に置かれるソファー等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものも固定式のいす席として取扱うものとする。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう。（令別表第1(4)項を除く。）

エ 長いす席の正面幅を 0.4m又は 0.5mで除す場合は、一つひとつの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではない。

オ 旅館・ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように利用者が宿泊者、従業員等に限定されている場合には、当該部分の収容人員は算定しないことができる。

ただし、避難器具又は地階及び無窓階により義務づけられる非常警報設備の設

置義務の適用については、当該部分（階）を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定する。

2 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まない。

イ 立見席を設ける部分が2以上ある場合の「客席の部分ごとに」とは、それぞれの部分ごとに床面積を0.2㎡で除して得た数を合算するものとし、その合計に端数が生じたときは端数を切捨てる。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボーリング場は、レーンに付属する固定式はいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とする。

(エ) カラオケボックスは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、固定式いす席等により遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。

イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取扱わないこと。

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 外商関係者は、長期的にみて、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取扱う。

イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室及び商品置場等は含まない。

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベット又は2段ベットについては、ベット数を2として算定する。

イ ユースホステル又は簡易宿泊所は「簡易宿所」として取扱う。

ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分

について算定された収容人員を合算する。

ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まないものとし、畳の部分に限定する。

カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には各室1名として算定する。

(5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものとする。

イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数とする。

ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定する。

エ 婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベットも病床の数に含まれる。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても、本項の例により算定する。

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とする。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算する。

エ 講堂等については、最大収容人員とする。

ただし、講堂等と一般教室、特別教室等が同一階に存する場合は、講堂等の最大収容人員又は講堂等以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とする。

(7) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれない。ただし、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するものは、その浴室部分をいうものとする。

イ 「休憩の用に供する部分」とは、浴場、脱衣場、マッサージ室以外の部分で、主に客が利用する部分をいう。

(8) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業員を含める。

(9) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルーム等の床面積により、算定する。

ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しない。

イ 屋外プール、屋外テニスクラブ等の更衣室部分の収容人員は、当該部分を3㎡で除して算定する。